

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年推計）によれば、高齢化率は平成27年の26.6%で4人に1人を上回る状況から、平成37年に30.0%と3割に達し、平成48年には33.3%で3人に1人になると推計されています。

また、平均寿命は平成22年には男性79.55歳、女性86.30歳であったものが、平成27年には男性80.75歳、女性86.99歳と、男女ともに80歳を超え、今後も延びていく見込みとなっています。

一方で、日常生活に制限のない期間である健康寿命は平均寿命の延びに比べて小さいことや、要介護認定者が年々増加していること、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されていることなど、高齢者福祉にかかる課題は山積しています。

このような中で、住民の最も身近な行政機関であり、介護保険の保険者である本町においては、高齢者をはじめとした住民が、可能な限り長い期間自立して生活できるような支援や重度化の予防、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境整備が、今までに増して重要となってきています。

国では、平成29年5月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正法では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等の内容が盛り込まれています。

これらの法改正の趣旨を踏まえつつ、前期計画の実績評価と推計値の見直しを行い、本町がこれまで取り組んできた施策や、築いてきた地域とのつながりをさらに強化し、住民や関係機関等と連携しながら各種施策を展開することにより、第5次菰野町総合計画の基本構想の基本目標である「健やかで思いやりのあるまち」づくりを目指し「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念

菰野町は、住み慣れた地域の支援を受けながら、自立した生活ができるよう、次の6項目を計画の基本理念とし施策の推進を行います。

1 高齢者の尊厳の保持と社会参加の推進

- ① 人生の最後まで、個人として尊重される地域社会づくりを行います。
- ② 高齢者の権利を守るために、高齢者虐待防止や成年後見人制度等の普及を進めます。
- ③ 積極的に地域社会活動に参加し、住み慣れた地域、環境の中でいきいきした生活が送れるよう、生きがいづくりを推進します。

2 地域生活支援体制の確立

- ① 住み慣れた地域で、可能な限りその人らしく暮らせるよう、地域に密着した介護サービス事業を推進します。
- ② サービスの基盤整備については、「住まい」と介護を調和させ地域の実情に応じて受益者の保険料と給付のバランス等に配慮しながら取り組みます。

3 介護予防・認知症予防の推進

- ① 介護を必要としない元気高齢者を増やすために、生活習慣病の予防、介護予防事業を推進します。
- ② 要支援状態になっても、その悪化を防止するために、介護予防の充実を図ります。
- ③ 認知症にならないよう予防するとともに、地域での見守りや支え合う体制づくりを推進します。

4 地域包括ケアの深化・推進

- ① 地域における総合的支援事業を充実するために、「地域包括支援センター」の活動を推進します。
- ② 地域において、ひとり暮らしや認知症のある高齢者を支えるための日常生活支援体制の確立に取り組みます。
- ③ 在宅生活を支援するため、医療と介護の途切れのないサービスと医療機関と介護事業所等の関係機関の連携を支援します。

5 サービスの質の確保と向上

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療福祉サービス、介護サービスが提供されるよう支援します。
- ② 介護支援専門員の資質向上を図るために、連携の強化と人材育成を行います。
- ③ 介護サービスの質の向上を図るために、地域密着型サービス事業者への指導・監査体制の充実を図ります。

6 地域共生社会の実現

- ① 高齢者だけでなく、子どもや障がい者など地域における全ての人が、地域・暮らし・生きがいを共に創ることができる「地域共生社会」の実現を目指します。
- ② 地域住民が「受け手側」と「支え手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合う「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めます。

3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画であり、その内容においては介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく介護保険事業計画と一体として作成するものです。

本計画では、前期の計画で示された目指すべき目標値の見直しと地域の生活支援における新たな課題等の整理を行い、基本理念に基づいた事業を推進するために策定するものです。

また、この計画は、「菰野町総合計画」、町の関連部署の諸計画、国や県の関連計画「三重県地域医療構想」ほか、関係する計画との整合性を図ります。

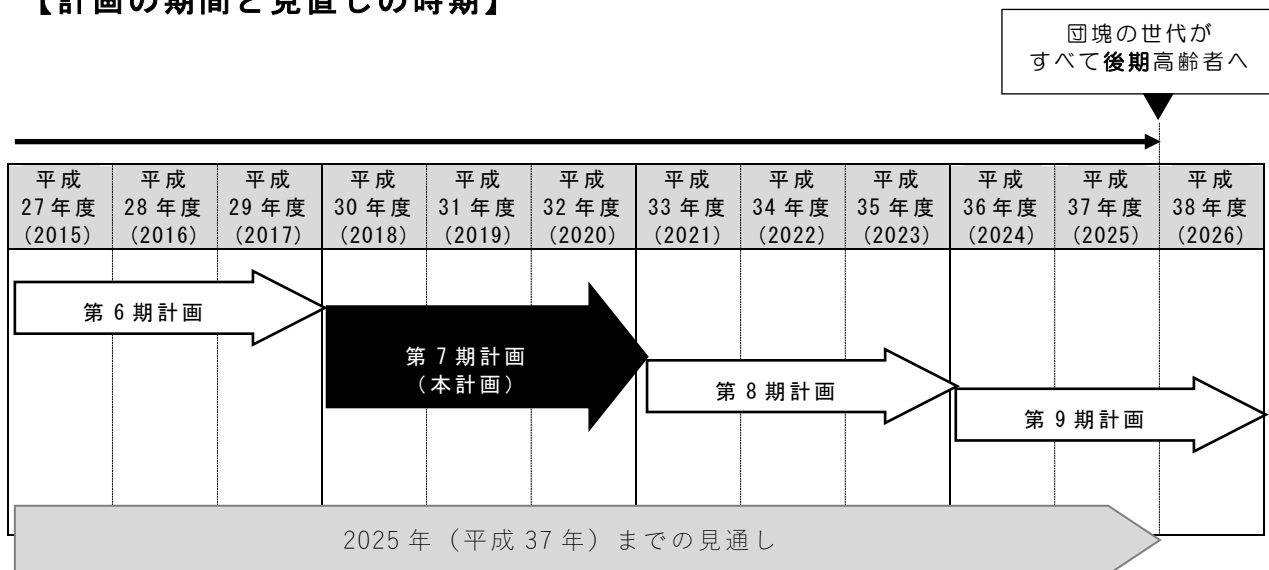
4 期間と見直し

この計画は、これまでの計画の実績を評価しつつ、2025年（平成37年）を視野に入れながら、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とするものであり、平成30年度から各年度における計画の達成状況の点検及び評価は、以下の視点に基づき成果報告を高年齢福祉計画・介護保険事業計画策定委員会に提案し、適切な施策の展開が図れるよう諸課題の分析、次期計画に必要な検討を加えていきます。

【評価の視点】

- ・ 高齢者の自立支援の効果
- ・ 地域生活支援体制の進捗と高齢者の社会参加
- ・ 介護サービス事業の適正給付
- ・ 介護予防の取り組み
- ・ 地域包括ケアシステムとまちづくり体制

【計画の期間と見直しの時期】



5 計画策定体制

本計画の策定については、前期の計画策定同様に保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、各種団体長、議会代表、介護者の代表及び町政モニターの参画による幅広い住民参加により「菰野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置して、福祉事業と介護保険事業の現状から菰野町にあった高齢者のまちづくりを検討してきました。